

要 望 書

全国市議会議長会は、平成23年度社会文教施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成22年7月29日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員 長 石 山 米 男
(横手市議会議長)

目 次

1. 地域医療施策	1
2. 保健衛生施策	4
3. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度	7
4. 介護保険制度	10
5. 少子化対策等	12
6. 雇用対策	15
7. 社会福祉施策	17
8. 環境保全施策	19
9. 文教施策	21

1. 地域医療施策

深刻な医師不足・偏在をはじめとして、地域医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、地域住民がいつでもどこでも安心して必要な医療を受けることができるよう、責任ある施策を講じることが求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足・偏在対策について

- (1) 医師不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、診療報酬の充実を図るとともに、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (2) 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏単位で診療科ごとの必要医師数を確保する機能を持つ調整機関を設置すること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。少なくとも、病院・診療所の管理者となる要件に、地域医療

の従事経験を付加すること。

- (4) 医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- (5) 女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (6) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を充実強化するとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。
- (7) 医師の負担を軽減するため、その勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 救急医療の確保・充実について

- (1) 救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。

また、軽度な症状でさえも安易に夜間の救急医療機

関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

(2) 小児救急医療体制の整備促進を図ること。

3. 公立病院への財政措置について

地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のため、特に過疎地、産科、小児科、救急医療に対しては、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、勤務医不足を解消するため、診療報酬の改善や人件費の補助など抜本的な対策を講じること。

4. 地域医療再生基金について

平成21年度補正予算で創設された「地域医療再生基金」は、救急医療の確保や医師の確保など地域における医療課題の解決に資するためのものであるが、平成22年度予算編成過程において財政上の都合により執行停止とされた部分については、速やかに財政措置すること。

2. 保健衛生施策

健康で安心できる生活を確保するためには、良質な水道水の供給や安全な食の確保など従来からの施策に加え、生活習慣病など各種疾病対策、感染症に対する健康危機管理の強化のほか、近年増加傾向にある自殺対策など保健衛生施策に対する新たなニーズが非常に高まってきている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新型インフルエンザ対策について

強毒性の新型(鳥)インフルエンザの発生予防、発生した場合の蔓延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

豚インフルエンザについても、今冬に向けて再流行の可能性も危惧されることから、流行予防対策等を徹底すること。

2. 細菌性髄膜炎の予防対策について

細菌性髄膜炎の予防については、乳幼児期のヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種が有効であるた

め予防接種法を改正し、ヒブ重症感染症を定期接種対象疾患に位置付けるとともに、ワクチンの安定供給へ向けた対策を早急に講じること。

3. がん検診推進事業について

- (1) 女性特有のがん検診推進事業を平成23年度以降も継続し、対象年齢の上限を撤廃するとともに、無料検診が受診できるよう、恒久的な補助制度として拡充すること。
- (2) 各種がん検診にかかる事業費については、補助事業としてがん検診推進制度を創設し、その実施に必要な経費は地方負担を求めることなく、国が全額負担すること。
- (3) 国が新たな制度を構築する場合は、各自治体の実態と意見を十分に踏まえた上で、長期的な視点に立った制度設計とすること。

4. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

5. アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

6. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。

特に、震災時における住民のライフライン確保のため、水道施設の耐震化に対する財政措置を拡充すること。

7. 自殺防止対策について

現在、「自殺総合対策大綱」「自殺対策加速化プラン」に基づき自殺防止対策が図られているところであるが、地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

3. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度

国民健康保険は、他の医療保険制度と比べ高齢者や低所得者の被保険者が多く、その財政基盤は脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加や保険料の増大など、その事業運営は極めて厳しい状況にある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度の充実について

(1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を招かないよう配慮すること。

(2) 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。

(3) 調整交付金の算定に当たっては、事業の安定的運営

に資するという制度の趣旨に鑑み、単に保険料(税)の
収納率による減額措置を廃止すること。

(4) 保険料(税)の統一的な減免制度を創設するとともに、
十分な財政措置を講じること。

(5) 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保
険保険者への通報制度を確立するとともに、市町村か
らの照会に対して情報提供が得られるよう配慮するこ
と。

(6) 離職者に係る保険料(税)の減免措置については、今
後の雇用、失業情勢等を踏まえ、継続的な財政支援措
置を講じること。

(7) 制度改正に伴う電算システム改修経費については、
地方の財政負担を招かないよう国の責任において、十
分な財政措置を講じること。

(8) 児童や重度心身障害者等への医療費助成制度等、市
単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整
交付金の減額算定措置を廃止すること。

(9) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に
係る事業費等について、十分な財政措置を講じること。

(10) 安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、
保険財政の安定化や国保税(料)の平準化の観点から、

市町村単位の国民健康保険制度を都道府県単位の国民健康保険制度へ広域化を検討すること。

2. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度に代わる新たな医療制度の具体的な制度設計に当たっては、システム改修等、現場に大きな混乱が生じないように市町村の意見を十分反映させること。

また、当分の間維持される現行制度については、引き続き低所得者に対する保険料負担の軽減など、その運用改善に努めること。

4. 介護保険制度

介護保険制度は、利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

また、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備について

介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

2. 財政措置について

- (1) 介護給付費国庫負担金は法定の25%を確保し、調整交付金については国の負担金とは別枠として措置すること。

- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。
- (3) 療養病床からの転換に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講じること。

3. 低所得者対策について

低所得者に対する保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策を更に充実すること。

5. 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 妊婦健診・不妊治療への財政措置について

- (1) 妊婦健康診査に要する費用に対する財政措置については、平成23年度以降も継続すること。
- (2) 不妊治療に対する助成制度の大幅な拡充を図ること。

2. 子育て世代への支援について

- (1) 各自治体が策定した「次世代育成支援行動計画」を着実に実行できるための財政措置の拡充を図ること。
- (2) 仕事と育児の両立支援に取り組む企業への積極的な支援を図ること。

(3) 乳幼児医療費の無料化及び義務教育就学児医療費助成を国の制度として創設すること。

(4) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

3. 保育対策について

(1) 保育サービス等の質の確保に十分留意しつつ、待機児童の解消、多様な保育サービスの提供を促進するため、必要十分な財源を確保すること。

(2) 認定子ども園の普及促進を図ること。

(3) 保育施設の整備にかかる次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額を引き上げること。

4. 放課後児童対策について

放課後子どもプランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

また、入所児童数71人以上の放課後児童クラブへの財政措置を平成23年度以降も引き続き講じること。

5. 子ども手当について

平成23年度以降の子ども手当の制度設計においては、

国と地方の協議の場を設け、実施事務を担う市町村の意見を十分に尊重するとともに、必要な財源については国の責任で全額を負担すること。

6. 子ども・子育て新システムについて

少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づいて推進される制度設計に当たっては地方との協議を継続しつつ、その意見を十分に反映すること。

6. 雇用対策

我が国の雇用環境については、完全失業率が本年5月以降5%台にあり、有効求人倍率も0.5倍となるなど依然として厳しい状況にあり、より一層の雇用対策の充実が求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

(1) 地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

(2) 「地域職業訓練センター」の廃止方針を見直し、国の責任において引き続き機能を維持すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者

雇用対策を充実すること。

3. 「協同組合法（仮称）」の制定について

若年者、高齢者、障害者の就労機会の拡大や、地域における起業に資する協同出資・協同経営で働く「協同組合法(仮称)」を速やかに制定すること。

7. 社会福祉施策

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障がい者への支援や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障がい者自立支援について

- (1) 地方自治体が実施する自立支援給付及び地域生活支援事業に対し、超過負担が生じないように地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、利用者負担の更なる軽減措置を講じること。
- (2) 新たな障がい者制度の構築に当たっては、現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、地方自治体の意見を尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させる

ことなく、現行の国庫負担率を堅持し、必要な予算を確保するとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決すること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

8. 環境保全施策

環境を保全し、循環型社会への転換を図るため、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度の円滑な運営等において地方自治体の果たす役割は大きい。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

温室効果ガス削減の目標達成のため、温暖化対策を加速化するに当たっては、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

2. 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 排出者責任の原則を強化し、廃棄物処理の実効性を確保すること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、環境負荷に配慮しつつ、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入などを図ること。特に、事業者に対し、リサイクル容器の開発とその使用を強く義務づけること。

4. 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

5. 海岸漂着物対策について

海岸漂着物の処理を行う地方公共団体の要する経費については、引き続き財政措置を講じること。

6. 皮革排水処理施設について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

9. 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育予算について

一定の教育水準を維持するため、必要十分な義務教育予算を確保すること。

また、学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるよう就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。

2. 少人数教育の実現について

現在の学級編制基準40人を30人または35人に見直すなど、地域や学校の実情に応じた少人数教育を推進

するとともに、教職員定数の適正配置など所要の予算措置を講じること。

3. 公立小中学校施設の耐震化等について

公立小中学校施設の耐震化を促進するため緊急の支援措置等が講じられているところであるが、市町村の費用負担は、なお大きいものがある。

よって、耐震化の実効性を確保するため、地震防災対策特別措置法の適用期間の更なる延長を図るとともに、耐震補強事業や改築事業に対する国庫補助率の対象範囲の更なる拡充を図ること。

